

10. 市内の公園・緑地等でのイベント開催に伴う利用規約の整備について

(まちづくり委員会)

三島市まちなかりノベーション推進計画の目的にもある通り、中心市街地をより魅力的にするため、白滝公園をはじめとした市内の公園や緑地でのイベント開催による「にぎわい創出」は必要不可欠であると考えています。

しかし、現状は三島市が管理する公園や緑地でイベント開催の許可を得るには、担当者によって見解がさまざまであることから、その都度、利用上の注意事項やルールの確認が必要です。安全かつ規則にのっとった施設の利用や確認事務削減のためにも、公園・緑地でのイベント開催に伴う利用規約の整備を要望します。

回答（みどりと水のまちづくり課）

公園の利用許可の基準については条例(三島市都市公園条例第2条)で定め、制限を伴う許可にあたりましては、担当によって運用が変わるということがないよう、整備した取り扱い基準に則り、事務手続きをしております。

許可申請を受理する際には、「公園で行うことがふさわしい内容や規模であるか」や「他の公園利用者の支障になる行為ではないか」、「地域の活性化等に資する内容であるか」等を確認したうえで、「火器の使用の際には消火器等を用意する」等の貸し出し条件を付した上で許可の決定をしております。

なお、白滝公園に限定して申し上げますと、昨年度「三島市まちなかりノベーション推進計画」における公園空間の利活用にかかる実証事業の一環として、三島商工会議所が主体となり「みしままるごとマルシェ」が2回ほど実施されました。白滝公園につきましては、借地公園であるほか、溶岩や樹木などが自然のまま残っており、それらを保護しながらイベントを開催する必要があるほか、一般利用者への配慮も必要となることから、その方策について実証事業を通して調整を図ってきたところでございます。

このように、公園の取り扱い基準について、新たな判断が必要なケースが出てきた場合には、他の施設等を参考に検討してまいります。街中の三島の魅力となる都市空間を、賑わい・交流スペースとして活用することは、訪れたくなる・歩きたくなるガーデンシティを進める本市の重要な都市戦略になりますので、今後も安全な利用と公益性を前提に、地域活性化への貢献等を確認しつつ、運用してまいります。